

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	799,988
優先株式	25,000
計	824,988

(注) 定款での定めは、次のとおりであります。

当社の発行する株式総数は、824,988株とし、このうち普通株式は799,988株、優先株式は25,000株とする。ただし、優先株式について普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成18年9月30日）	提出日現在発行数（株） （注） （平成18年12月25日）	上場証券取引所名	内容
普通株式	231,394	289,623	ジャスダック証券取引所	—
計	231,394	289,623	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

平成18年10月1日付で株式会社JIMOSとの株式交換により58,229株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

① 株主総会の特別決議（平成14年6月27日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	257	257
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	771(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,572(注)1,2	91,572(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注)1 平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々91,572円、45,786円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、並びに当社就業規則第17条第3号及び第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

② 株主総会の特別決議（平成15年6月27日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,316	1,316
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,948(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	183,575(注)1,2	183,575(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 (注)1,2	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々183,575円、91,788円に調整され、また付与株式数も調整されております。
- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。
- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が取締役の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。
- <付与対象者が従業員の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、並びに当社就業規則第17条第3号及び第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
 - 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

③ 株主総会の特別決議（平成16年6月29日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,495	1,495
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,485(注)1	4,485(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	172,000(注)1,2	172,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 (注)1,2	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注)1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、並びに当社就業規則第17条第3号及び第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

④ 株主総会の特別決議（平成17年6月29日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	156,900(注)1	156,900(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成25年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 156,900 資本組入額 78,450 (注)1,2	発行価格 156,900 資本組入額 78,450 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注)1 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

2 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）の規定に基づき退職した場合、並びに当社就業規則第17条第3号及び第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株式交換により株式会社 J I M O S からその義務を承継した新株予約権

⑤ 株式会社 J I M O S の臨時株主総会の特別決議（平成14年 6 月11日）

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数（個）	—	63（注） 1, 5, 8
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	663.39（注） 1, 5, 8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	37,988（注） 2, 6, 9
新株予約権の行使期間	—	平成18年10月 1 日～ 平成20年 6 月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 — 資本組入額 —	発行価格 37,988 資本組入額 18,944
新株予約権の行使の条件	—	（注） 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—

（注） 1 平成15年 6 月25日付で 1 株を 3 株に株式分割したため、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 3 株であります。

2 平成15年 6 月25日付で 1 株を 3 株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は133,334円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は133,334円、資本組入額は66,667円となっております。

3 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

4 その他の条件については、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問との間で締結いたしました「株式会社ジモス新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

5 平成16年 8 月20日付で 1 株を 3 株に株式分割したため、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 9 株であります。

6 平成16年 8 月20日付で 1 株を 3 株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は44,445円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は44,445円、資本組入額は22,223円となっております。

7 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1. 1 7 株の割合にて株式交換したため、J I M O S が発行した新株予約権に関する J I M O S の義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

8 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1. 1 7 株の割合にて株式交換したため、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10.53株であります。

9 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1. 1 7 株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は37,988円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は37,988円、資本組入額は18,944円となっております。

株式交換により株式会社 J I M O S からその義務を承継した新株予約権

⑥ 株式会社 J I M O S の臨時株主総会の特別決議（平成14年12月27日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	226(注) 1, 5, 8
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,379.78(注) 1, 5, 8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	56,980(注) 2, 6, 9
新株予約権の行使期間	—	平成18年10月1日～ 平成20年12月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 — 資本組入額 —	発行価格 56,980 資本組入額 28,490
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。

2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は200,000円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は200,000円、資本組入額は100,000円となっております。

3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

4 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社取締役、使用人との間で締結いたしました「株式会社ジモス新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。

6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は66,666円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は66,666円、資本組入額は33,333円となっております。

7 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、J I M O S が発行した新株予約権に関する J I M O S の義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

8 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。

9 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は56,980円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は56,980円、資本組入額は28,490円となっております。

株式交換により株式会社 J I M O S からその義務を承継した新株予約権

⑦ 株式会社 J I M O S の定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	1,645(注)4
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,924.65(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	238,462(注)5
新株予約権の行使期間	—	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 — 資本組入額 —	発行価格 238,462 資本組入額 119,231
新株予約権の行使の条件	—	(注)1,2
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「株式会社ジモス第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

3 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、J I M O S が発行した新株予約権に関する J I M O S の義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

4 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。

5 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は238,462円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は238,462円、資本組入額は119,231円となっております。

株式交換により株式会社 J I M O S からその義務を承継した新株予約権

⑧ 株式会社 J I M O S の定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	1,185(注)4
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,386.45(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	372,124(注)5
新株予約権の行使期間	—	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 — 資本組入額 —	発行価格 372,124 資本組入額 186,062
新株予約権の行使の条件	—	(注)1,2
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「株式会社ジモス第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

3 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、J I M O S が発行した新株予約権に関する J I M O S の義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

4 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。

5 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は372,124円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は372,124円、資本組入額は186,062円となっております。

株式交換により株式会社 J I M O S からその義務を承継した新株予約権

⑨ 株式会社 J I M O S の定時株主総会の特別決議（平成16年 9 月29日）

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数（個）	—	210（注） 4
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	245.7（注） 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	189,853（注） 5
新株予約権の行使期間	—	平成19年10月 1 日～ 平成27年 9 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 — 資本組入額 —	発行価格 189,853 資本組入額 94,927
新株予約権の行使の条件	—	（注） 1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。

2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「株式会社 J I M O S 第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

3 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、J I M O S が発行した新株予約権に関する J I M O S の義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整をおこなったうえで、当社が承継いたします。

4 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。

5 平成18年10月1日付で、J I M O S の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は189,853円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は189,853円、資本組入額は94,927円となっております。

⑩ 株主総会の特別決議（平成18年 6 月29日）

当社株券等の取得や買収提案等への対応策として、平成18年 6 月29日開催の当社定時株主総会での決議をへて、当該対応策の一環として、新株予約権の無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成18年4月1日 ～ 平成18年9月30日 (注) 1	株 627	株 231,394	千円 51,616	千円 5,503,317	千円 51,616	千円 3,135,995	

(注) 1 旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加。

2 平成18年10月1日付の株式交換により、発行済株式総数が58,229株増加しております。

3 平成18年10月1日付の会社分割により、資本金が350,000千円及び資本準備金が87,500千円減少しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		株	%
堀 主知ロバート	東京都港区	26,854	11.6
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	25,300	10.9
オムロン株式会社	東京都港区虎ノ門3-4-10	10,800	4.7
岩井 陽介	東京都世田谷区	10,066	4.4
株式会社らうむず	大阪市中央区高麗橋4-6-14	8,043	3.5
バイエリッシュフェラインスパ ンクアーゲーカスタマーアカウ ント(常任代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行)	AM SEDERAHAGER 5, MUNICH, F. R. GERMANY (東 京都千代田区丸の内2-7-1)	8,000	3.5
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	7,500	3.2
株式会社イマジカ・ロボットホ ールディングス	大阪市北区同心1-8-14	7,050	3.0
立石 知雄	京都市上京区	3,704	1.6
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	1,941	0.8
計	—	109,258	47.2

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 231,394	231,356	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	231,394	—	—
総株主の議決権	—	231,356	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が38株含まれております。ただし、当該株式は議決権の数 (個) には含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	206,000	179,000	145,000	134,000	114,000	102,000
最低 (円)	165,000	130,000	106,000	75,200	86,800	80,500

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	上席執行役員	細田 洋平	昭和42年3月15日生	平成11年12月 株式会社メディアポート設立 代表取締役社長 平成16年1月 株式会社JIMOS 入社 平成16年9月 同社 取締役 平成17年5月 株式会社アウトレットプラザ 取締役 平成17年12月 株式会社コマースニジュウイ チ 取締役(現任) 平成18年1月 株式会社JIMOS 取締役 副社長 平成18年9月 同社 代表取締役(現任) 平成18年10月 当社 取締役兼上席執行役員 (現任)	—	平成18年 10月1日
取締役		北 島 光 弘	昭和12年12月24日生	平成7年4月 伊藤忠商事株式会社常務取締 役 平成8年6月 同社 理事(現任) 平成8年6月 株式会社CRCソリューションズ 入社 平成14年6月 同社 取締役会長 平成17年6月 同社 理事(現任) 平成18年10月 当社 取締役(現任)	—	平成18年 10月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	執行役員副社長	岩 井 陽 介	平成18年9月30日
取締役	執行役員副社長	山 下 伸一郎	平成18年9月30日
取締役	執行役員副社長	吉 川 友 貞	平成18年9月30日
取締役	執行役員副社長	加 藤 隆 哉	平成18年7月15日
取締役	代表執行役員	川 田 敦 昭	平成18年9月30日

(3) 役職の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	変動年月日
取締役	グループCEO	代表取締役	会長 兼 社長 兼代 表執行役員	堀 主知ロバート	平成18年9月30日
取締役	上席執行役員	代表取締役	副社長 兼 CSO (最高戦略責任者)	中 島 謙一郎	平成18年9月30日
代表取締役	会長	取締役	—	小 村 富士夫	平成18年10月1日